

## 船舶事故調査報告書

令和4年3月16日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和3年3月14日 08時00分ごろ～08時15分ごろ
発生場所	神奈川県箱根町芦ノ湖 海平三等三角点から真方位033°1,180m付近 (概位 北緯35°11.6′ 東経139°00.9′)
事故の概要	プレジャーボート（船名なし）は、船長が落水して死亡した。
事故調査の経過	令和3年3月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート（船名なし）、総トン数なし なし、芦ノ湖フィッシングセンター 約3.65m×約1.10m×約0.35m、FRP ガソリン機関（船外機）、1.47kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 56歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和63年7月11日 免許証交付日 令和元年6月24日 (令和6年7月13日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船外機に濡れ損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約3～4m/s、視界 良好、 気温 約4℃ 水象：湖上 波高 約0.5m、水温 約7.8℃
事故の経過	船長は、令和3年3月14日05時30分ごろ芦ノ湖北部の湖尻湾にある貸しボート店（以下「本件貸しボート店」という。）に車で到着し、友人と会合した。 船長は、本船を借りて1人で乗り、また、友人が、別のボートを借りて1人で乗り、06時00分ごろ、芦ノ湖で釣りをを行う目的で、本件貸しボート店の発着場をそれぞれ出発した。 船長と友人は、芦ノ湖南部に向かって船外機を微速前進にかけて移動しながら釣りをしていた。

船長と友人は、08時00分ごろ、それぞれ異なる釣り場に行くこととし、船長が芦ノ湖南部の白浜方面に向かい、友人が同湖東部の元箱根湾方面に向かった。

別の貸しボート店でボートを借りて白浜沖付近で釣りをしていた釣り人（以下「発見者」という。）は、09時30分ごろ、いつもは設置されていないブイがあるように見えたので、近づいて見ると救命胴衣を着用している船長が俯せで顔が沈んだ状態で水面に浮いているのを認めた。

発見者は、白浜沖でワカサギの定置網で捕獲作業をしていた漁業協同組合の副組合長（以下「副組合長」という。）及び同組合の役員（以下「組合役員」という。）に船長が水面に浮いている旨を知らせた。

副組合長は、自身のボートで本事故現場に向かい、09時40分ごろ船長を認め、のちに組合役員が作業ボートで本事故現場に到着した。

副組合長は、無線で漁業協同組合の組合長に本事故の発生状況を報告した。

組合長は、すぐに別のボートで本事故現場に到着し、組合役員と共に船長を組合役員の作業ボートに引き揚げ、心肺が停止していたので、心臓マッサージを施して蘇生措置を行った。

組合役員は、組合長から無線で110番と119番通報を依頼され、09時47分ごろ同通報を行った。

組合長は、船長が息を吹き返さないので、自身のボートで箱根町の棧橋に向かうこととし、組合役員の作業ボートと共にそれぞれ同棧橋に戻った。

船長は、10時27分ごろ組合役員の作業ボートから箱根町の棧橋に待機していた消防隊員に引き渡され、神奈川県小田原市内の病院に搬送されたものの、11時34分ごろ死亡が確認された。

船長は、司法解剖の結果、右肋骨骨折、肺水腫及び急死兆候等の所見であり、死亡推定時刻が14日08時15分ごろと検案され、また、検案を行った担当医師によれば、死因が不明であったものの、不整脈を発症した可能性があるとの見解であった。

検案を行った担当医師によれば、見解は以下のとおりであった。

- ・急死兆候を認めるものの、気道内泡沫液や胸腔液の貯留は軽度であり、胸腔液の電解質濃度が低下していないことから、多量の淡水吸引があった可能性は低い。ただし、少量～中量の淡水吸引を否定するものではない。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 詳細不明なるも不整脈の既往があることから、船上で致死性不整脈<sup>*1</sup>を発症した可能性がある。</li> <li>・ 本事故当日は風が強く本船が風で煽<sup>あお</sup>られた可能性がある。</li> <li>・ 船長は、救命胴衣を身に付けていたが、水温が7℃であったため寒冷暴露により不整脈を発症した可能性がある。</li> </ul> <p>本船は、本事故後、発見されなかった。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船の同型船、写真2 本事故発生場所付近(白浜から北方を望む) 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、不整脈の持病があったが、副組合長によれば、本事故当日、特段、体調不良は見られなかった。</p> <p>船長は、3年前から何回か本件貸しポート店でポートを借りて芦ノ湖で釣りをしていた。</p> <p>副組合長は、本事故時、本船を貸し出す際に船長と会話をしており、体調は良好との印象を受けた。</p> <p>船長は、発見された際、ウインドブレーカーの防寒服上下を着用し、長靴を履いており、また、自身が所有する救命胴衣(以下「本件救命胴衣」という。)を着用していた、また、船長の身につけていた所持品は、発見されなかった。</p> <p>本件救命胴衣は、首かけタイプの膨張式であり、本事故当時、ガスボンベにより正常に気室が膨張した状態であった。</p> <p>友人は、船長と別れた後、船長から携帯電話で釣果の写真を送られた後、自身も釣果があったので、08時19分ごろ携帯電話で船長に釣果があった旨のメッセージを送ったが、既読にならなかった。</p> <p>友人は、船長とは3年前から釣り仲間として月に3回程度芦ノ湖と一緒に釣りをしており、ふだん、船長の健康状態に異状は見られず、船長が体調不良を訴えることを聞いたことはなかった。</p> <p>友人は、船長と別れた後、急に風が強くなり、危険を感じて芦ノ湖東岸寄りの風を避ける場所に向かったが、船長が白浜方面の沖に向かったので、高い波で転覆したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>副組合長は、本事故時、07時00分に箱根町で発表されていた風速よりも、本事故現場付近の白浜沖において、富士嵐<sup>ふじおろし</sup><sup>*2</sup>と呼ばれる山から吹き降りてくる風が急に強くなり、体感で約3～4m/sになっていたと感じていた。</p> <p>副組合長によれば、芦ノ湖では、富士嵐が吹く際は、本事故現場付近の白浜沖が一番強く、白波が立つことがある。</p> <p>本件貸しポート店は、貸出し時の注意事項として風が強くなる日に</p>

\*1 「致死性不整脈」とは、拍動が異常に速くなることにより、血液の拍出ができなくなる症状であり、放置したまましていると意識消失から突然死に至る危険性が高く、緊急な治療を必要とする不整脈。拍動が異常に速くなる頻脈性不整脈のうち、心室頻拍や心室細動を致死性不整脈という。

\*2 「嵐」とは、山から吹き降りてくる風。普通「おろし」というときには、寒冷な気流が、ほとんど気温が上昇せずに低温のまま吹き降りてくる寒風をいう場合が多い。

	<p>は、風陰に入るか又は本件貸しポート店に戻る旨の説明をしており、風が強くなって危険な時には、同業店が船を出して発着場所に戻るよう呼び掛けを行う体制を執っていた。</p> <p>本船は、12月14日～2月末の芦ノ湖の禁漁期間において、本件貸しポート店が点検を行っており、不具合等は見られなかった。</p> <p>(写真3 本件救命胴衣(表面) 参照)</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は不明であった。</p> <p>船長は、本船で釣りをしている間、08時00分ごろに友人とそれぞれ異なる釣り場に向かったこと、及び死亡推定時刻が08時15分ごろと検案されたことから、この間において、落水した可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、副組合長によれば、本事故当日、特段、体調不良は見られなかったこと、及び本事故時、本事故現場付近の白浜沖において、風が急に強くなっていたことから、風によって船体が動揺して落水した可能性があると考えられる。</p> <p>本船は、芦ノ湖南部の白浜沖において、船長が落水した状態で発見された後、船体が発見されていないことから、転覆した後、沈没したものと推定される。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、芦ノ湖南部の白浜沖において、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、山麓の湖では、局所において風が強くなることがあるので、風の方向と強さに留意し、山陰に隠れたり、常時座った姿勢で釣りを行ったりするなど、船体が動揺して落水しないように十分注意すること。</li> <li>・ 小型船舶（暴露型の船外機付ボート）は、片側に人が立つと重量が集中し、船体のバランスが崩れて危険であるので、乗船中、特に風による波を受ける場合は、不意に立ち上がったりにしないように注意すること。</li> <li>・ 船長は、持病等がある場合は、一人で釣りに出掛けずに何かあった場合に備え、同伴者とできるだけ離れずに行動することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

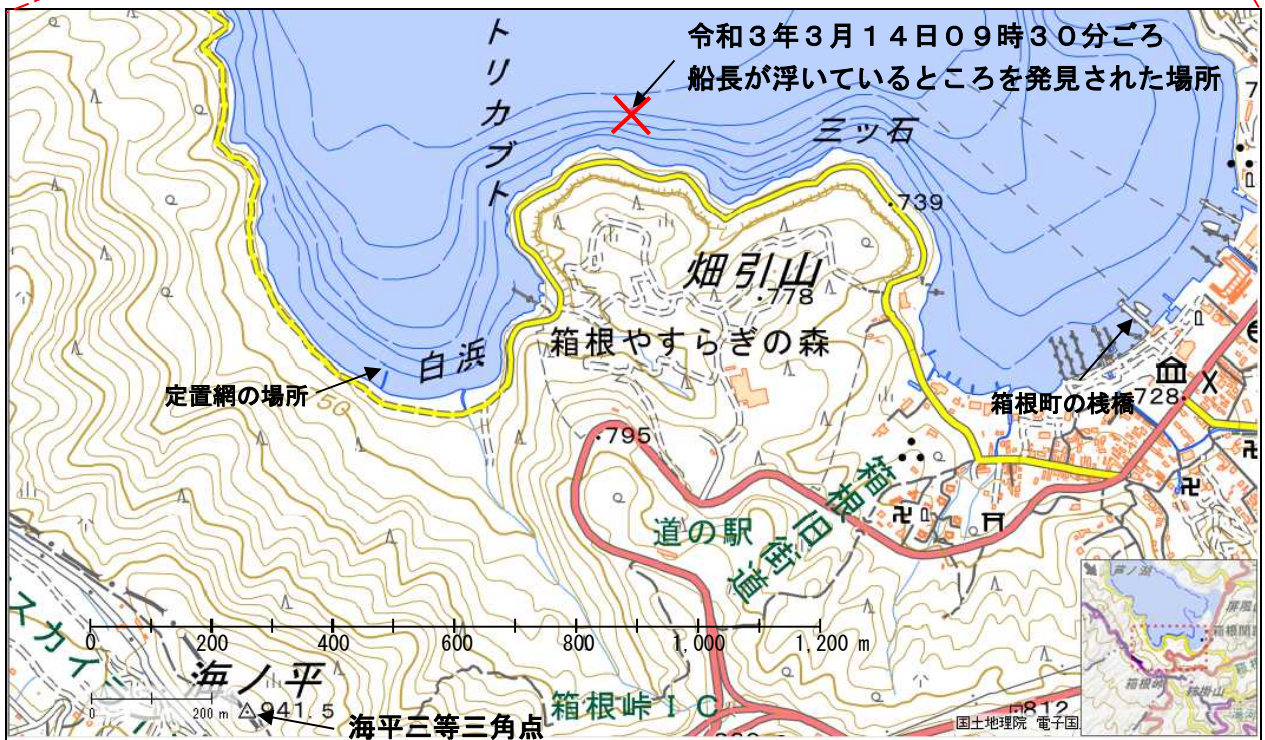


写真1 本船の同型船



写真2 本事故発生場所付近（白浜から北方を望む）



写真3 本件救命胴衣（表面）

